

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類—第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1 箇条10 10.3	箇条9 端子 9.1 ランプソケットは、次の端子などによる接続方法のうち、少なくとも一つを備えるものでなければならない。 ーねじ締め式端子 ーねじなし端子 ー平形差込み端子、又は丸形差込み端子 ーワイヤ巻付け用端子 ーはんだ用端子 ー口出線（端末線） 端子ねじ及びナットは、規定するメートルねじでなければならない。 ねじなし端子付ランプソケットは、照明器具及び装置の製造業者に販売する場合を除き、非可とう電線及び可とう電線の両方に適合する端子を備えていなければならない。 箇条10 保護接地 10.3 保護接地端子は、偶発的な緩みが生じないように適切に固定し、ねじ締め式端子及びねじなし端子は、手で緩	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 11 11.2 11.3 11.5	めることができてはならない。 箇条 11 構造 11.2 ランプソケットは、ランプを容易に着脱することができ、温度変化又は振動によって緩むことがない構造でなければならない。 11.3 接点の材質に銀を用いる規定のランプソケットは、接点の厚さを規定値以上に設計しなければならない。 11.5 シェードホルダリングが互換性をもつことを意図して用いる場合は、シェードホルダリングのための外ねじをもつランプソケット及びシェードホルダリングは、関連規格に適合しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.2	箇条 10 保護接地 10.2 保護接地端子付きのランプソケットの場合、絶縁破壊したときに充電部となる可触金属部分は、永久的かつ確実に保護接地端子に接続しなければならない。 保護接地端子のないランプソケットの場合、絶縁破壊したときに充電部となる可触金属部分は、確実な保護接地を施せる手段が備わっていなければならない。 外部金属部分が二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から保護されていない場合は、該当する全ての外部金属部分間で保護接地の連続性がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.2 7.3 箇条 9	箇条 7 表示 7.1 ランプソケットには、次の内容を表示しなければならない。 a) 製造業者名 b) 固有のカタログ番号又は識別表示 7.2 次の情報を、ランプソケットに表示するか、又は製造業者のカタログ若しくはこれに類するもので提供しなければならない。 a) 定格電圧 b) 定格電流 c) 該当する場合、定格動作温度 d) 端子部に適合する導体の断面積又は直径 e) 極性付ランプソケットの場合、定格イグニッション電圧（高圧側）への接続を識別するための、危険電圧マーク f) イグニッション電圧の適用に関する情報 7.3 製造業者又は責任のある販売業者が提供する取扱説明書には、ランプコネクタ又はランプソケットの正しい取付方法及び使用方法に関する全ての情報を記載しなければならない。 箇条 9 端子	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				9.2	9.2 確実な装着及び操作の条件、特に照明器具にランプソケットを取り付ける場合、固定に用いる材料、必要寸法及び公差の制限については、製造業者又は責任ある販売業者の文書に記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.4 箇条 16 箇条 18 18.2	箇条 10 保護接地 10.4 保護接地端子に用いる金属は、保護接地導体の銅との接触で起きる腐食のおそれがない材質でなければならない。 保護接地端子又はねじのいずれかは、黄銅又はその他の耐腐食性が同等以上の金属でなければならない。 箇条 16 耐久性 ランプソケットは、ランプピンとの良好な電氣的接触を維持しなければならない。 耐久性試験中、ランプソケットは、継続使用を損なういかなる変化もあってはならない。 箇条 18 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対する抵抗力 18.2 鉄の部分は、ランプソケットに危険を生じさせるようなさびが生じないように適切に保護しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 箇条 17 17.5	箇条 12 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 12.1 ランプソケットは、耐湿性をもたなければならない。 箇条 17 耐熱性及び耐火性 17.5 充電部若しくは ELV 部を所定の位置に保持するか、又はこれらと接触する絶縁材料の部品は、過度の湿気にさらされる場合及び／又は過度のじんあいの堆積がある場合、耐トラッキング性のある材料でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3 箇条 11 11.1 箇条 17 17.1	箇条 9 端子 9.3 口出線は、絶縁電線でなければならない。 箇条 11 構造 11.1 木材、綿、絹、紙及び類似の吸湿材料は、適切に含浸しない場合には、絶縁材料として用いてはならない。 箇条 17 耐熱性及び耐火性 17.1 感電に対して保護するための絶縁材料の外郭部品、及び充電部又は ELV 部を所定の位置に保持する絶縁材料部品は、耐熱性がなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 感電に対する保護 8.1 外郭付ランプソケットは、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、次に規定する状態で、充電部が可触にならない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		8.2	ーランプなしの状態 ー適合するランプを取り付けた状態 ーランプの取付け及び取外しの作業中 ランプ（2本以上のピンをもつ口金の場合）の1本のピンだけをランプソケットに挿入した状態で、このピンが充電部に接触しない構造でなければならない。 8.2 両口金ランプ用のランプソケットは、通常の使用状態に組み込み、取り付けて配線したとき、次に規定する状態で、充電部が可触にならない構造でなければならない。 ーランプなしの状態 ー適合するランプを取り付けた状態 ーランプの取付け及び取外しの作業中	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1	箇条 10 保護接地 10.1 保護接地を口出線以外によって行うランプソケットは、一つ以上の保護接地端子を設けなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.5 箇条 12 12.2	箇条 10 保護接地 10.5 締付けねじを含むコードの固定用の金属は、保護接地回路から絶縁しなければならない。 箇条 12 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 12.2 ランプソケットは、次の箇所において、絶縁抵抗及	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 15	<p>び耐電圧は、適切でなければならない。</p> <p>－異極充電部間</p> <p>－充電部と取付ねじを含む外部（金属）部分との間</p> <p>箇条 15 沿面距離及び空間距離</p> <p>異極充電部間等の沿面距離及び空間距離は、規定する値以上でなければならない。</p> <p>ランプソケットの定格イグニッション電圧に対する空間距離は、規定する値以上でなければならない。</p> <p>正弦波電圧及びイグニッション電圧の両方がかかる空間距離に対する最小距離は、耐インパルスカテゴリに関連して規定する最も大きな値以上でなければならない。</p> <p>接触片間の距離は、最大のイグニッション電圧によって設計しなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17 17.2	箇条 17 耐熱性及び耐火性 17.2 充電部又はELV部を所定の位置に保持する絶縁材料部品及び感電に対して保護するための絶縁材料の外郭部品は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.4	箇条 11 構造 11.4 接点その他の通電部は、過度の温度上昇を防止する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			ような構造でなければならない。 コンタクトの温度上昇は、45 K を超えてはならない。	
第十一条 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第十一条 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.3 箇条13 箇条14 箇条18	箇条9 端子 9.3 ランプソケットへの口出線の固定は、通常の使用状態で発生する機械的な力に耐えなければならない。 箇条13 機械的強度 ランプソケットは、十分な機械的強度をもたなければならない。 箇条14 ねじ、通電部及び接続 ねじ、通電部及び機械的接続は、これらが故障したとき、ランプソケットの安全性を損なう可能性がある場合、通常の使用において発生する機械的応力に耐えなければならない。 箇条18 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				18.1	する抵抗力 18.1 銅又は銅合金のロール材の接点その他の部分は、故障によってランプソケットが不安全となるおそれがある場合、過度の残留応力によって損傷してはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.3	箇条9 端子 9.3 口出線の導体は、関連規格で規定する公称断面積以上でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、ソケットは雑音を発生する要因を持っていないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所（見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.4	箇条7 表示 7.1 製造業者のカタログには、製品の必須特性及び基本設計仕様を記載し、ランプソケット上に表示するカタログ番号又は識別表示によってランプソケットを明確に区別できるようにしなければならない。 7.4 表示は、耐久性があり、かつ、容易に読めなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8121-1:2019

規格名：ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				